

## 「修繕積立金等」の長期一括前払金の受領に関する規則(仮・案)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 管理組合法人管理規約(以下「規約」という)第 28 条第 4 項の規定に基づき、組合員が、将来の組合への納付金支払を確実にするために、金融機関からの借入金など第三者からの資金や、手許の余剰資金により、一定期間の納付金を事前に一括して納付(以下「前納扱」という。)しようとする場合、規約第 63 条第 8 項および第 9 項に従って行う業務の遂行に必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 前納扱の対象は、修繕積立金、修繕一時金、その他管理組合法人が実施する工事費用に関するもので、毎月定額で支払、あるいは一定期間分割して組合に納付することを要する納付金を対象とする。

2 前納扱の利用は原則として、満 60 歳以上の現に居住する組合員とする。

3 組合員から前納扱の申込時点で、当該組合員に規約第 25 条に基づく組合への納付金に未納金がある場合には、未納額を全額納付した後に申込を受付けるものとする。

(期間、および単位)

第 3 条 前納扱として事前一括納付ができる期間は、金融機関等からの借入金等による場合での融資条件に特段の規定がない限り、10 年間を上限とした 1 年単位とする。

(資金支払者等)

第 4 条 前納扱として受領する前納金の支払いは、当該の組合員又は貸付を行った第三者の金融機関等(事前に組合員からの申込により当該第三者の金融機関等が確認できる場合に限る)から管理組合法人が指定した銀行口座への振込によるものとする。

(修繕積立金への充当方法)

第 5 条 前納金については、前条の金融機関等の融資条件に特段の指定がある場合を除き、目的とした積立金等についての毎月の納付金額全額について、納付日(組合の資金受領日)の翌々月分から順次充当するものとする。

(会計処理)

第 6 条 前納扱として受領した資金については、前受積立金として区分経理を行うものとする。

(利息または報奨金の支払)

第 7 条 前条の前受積立金の残高に対し、一般的な金利水準に従った利息または報奨金を支払うことができる。本件の算定金利については毎年理事会で決定し組合員に公示する。

(前受積立金の償還、または目的外の納付金への充当)

第 8 条 第 6 条の前受積立金については、以下に列記する特段の事情がない限り償還は行わない、また、当初資金を貸出した金融機関への資金の返済が終了していることが確認できる場合、または、当該金融機関の同意がある場合において、対象の組合員の申し出があれば、本資金の目的外の組合への納付金に充当することができるものとする

- 一、 本人の破産宣告または法的な請求権の行使による請求の場合
- 二、 金融機関からの借入金による納付であった場合で、本人の契約条件違反等により、当該金融機関からの償還の申し出があった場合
- 三、 本人の死亡後相続人がない等で、相続財産管理人等の権限者からの償還請求があった場合

2. 前項の償還を行う場合で、本人の本前納金の目的以外の未納金がある場合には、相殺を行った後の金額を償還するものとする。

(情報提供等)

第 9 管理組合法人は、組合員が前納扱の申し込みを第三者の金融機関にする場合に必要となる管理規約、総会議事録、住宅履歴情報等の資料提供に協力する。

2. 前項につき、費用が発生する場合においては、当該の組合員が負担する。

(利用者への通知等)

第 10 条 理事長はこの前納扱を利用する組合員に対し、毎年度末における当該組合員の前受積立金残高を書面で通知しなければならない。

(事務の委託)

第 11 条 理事長はこの規則に定める事務の全部または一部を、管理組合法人業務の受託者に委託することができる。

(規則外事項)

第 12 条 この規則に定めのない事項又は必要な事項は理事会の決議を持って定める。

(規則の改廃)

第 13 条 この規則の改廃は、規約第 54 条第 4 項に基づく団地総会の決議によるものとする。

附則

(規則の発行)

1. この規則は、令和〇年〇月〇日から効力を発する